

狩猟鳥獣捕獲禁止計画書（案）

1 対象狩猟鳥獣

ニホンジカ

2 区域

香川県小豆郡一円

3 期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 捕獲禁止等の経緯（昭和 24 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）

(1) 狩猟による捕獲の禁止について

①ニホンジカ（オス）

小豆島に生息するニホンジカは、農林業被害の防止を目的とした終戦前後の乱獲により激減し絶滅の危機に瀕したことから、個体数の回復を図るため、県は昭和 24 年からオスジカの捕獲を禁止し、現在に至っている（資料 1 参照）。

②ニホンジカ（メス）

昭和 23 年から平成 5 年まで非狩猟鳥獣であり、狩猟鳥獣に追加された平成 6 年からも環境大臣により全国で捕獲が禁止され、平成 19 年 6 月 1 日より一人 1 日 1 頭までの捕獲制限を設けた上で捕獲禁止措置が解除されたが、本県では、平成 19 年から小豆島での捕獲を禁止してきた（資料 2 参照）。

(2) 有害鳥獣捕獲の実施（昭和 57 年度～平成 13 年度）

昭和 41 年には県民獣に指定し、昭和 44 年からは定期的に生息頭数調査を実施するなど保護対策を推進してきた結果、生息頭数が回復した。一方、農林業被害が発生したことから、昭和 57 年度以降、有害鳥獣として捕獲を実施してきた。

(3) 特定鳥獣保護管理計画による個体数調整の実施（平成 14 年度～平成 18 年度）

周囲を海に囲まれた島しょ部における小規模個体群であることから、将来にわたり安定的に維持・存続させるとともに農林業被害の軽減を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第 7 条の規定に基づき、当面の目標として平成 12 年度時点で約 750 頭と推定されたシカの生息数を 500 頭程度にまで削減すること等を盛り込んだ「小豆島地域ニホンジカ保護管理計画」（以下「計画」という。）を平成 14 年 3 月に策定し、平成 14 年度から、人とニホンジカとの共生を目指して、計画に基づき個体数調整、モニタリング調査、被害防止施策等を総合的に実施してきた。

当該計画は平成 19 年 3 月末で計画期間が満了し、以後、農林業被害に対しては有害鳥獣捕獲により対応した。

(4) 有害鳥獣捕獲の実施（平成 19 年度～平成 26 年度）

平成 19 年度以降、積極的な有害鳥獣捕獲を実施した結果、平成 24 年 9 月に実施した糞粒法を用いた生息密度調査結果から推定した小豆島全体の生息頭数の中央値は 2,389 頭（推定範囲 1,511 頭～2,927 頭）であり、生息頭数の抑制に一定の効果が見られた。

(5) ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画による個体群管理の実施（平成 27 年度～令和 3 年度）

平成 26 年の法改正（「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。））に伴い、平成 27 年度に香川県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定、平成 28 年度に当該計画を改訂し、より積極的な有害鳥獣捕獲を継続してきた結果、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて毎年度 1,000 頭以上を捕獲した。令和 3 年度に階層ベイズモデルによるハーベストベースドモデルを用いた個体数推定を行ったところ、平成 26 年度に中央値 7,037 頭であったものが、令和 2 年度は中央値 3,855 頭と生息頭数が減少しているとの結果となった。また、農業被害金額や林業被害金額も平成 26 年度以降、順調に減少している。

5 狩猟による捕獲禁止措置を継続する理由

ニホンジカの推定生息頭数は、推定生息頭数を求めるために集められた情報の量によって推定の精度が変化するものであるが、小豆島では有害鳥獣捕獲を積極的に実施してきたことから推定生息頭数は明らかに減少傾向にあり、農業被害金額や林業被害金額も確実に減少している。

さらに、小豆島のニホンジカは、依然として孤立した個体群であるという特徴から、狩猟による捕獲を解禁すれば、多くの狩猟者が小豆島に集中することとなる。島外からの入猟者の多くは、猟犬と銃器を使用する巻き狩りで狩猟を行うが、小豆島が狭隘な地形であること、寒霞溪等の森林景観を中心に広がる観光地であり、入山者や観光客が増加する11月から12月が狩猟期間に含まれることから狩猟事故の発生が懸念される。

以上の理由により、法第12条第2項の規定により、引き続きニホンジカの狩猟による捕獲を禁止するものである。

資料 1

ニホンジカ（オス）の捕獲制限にかかる経緯

期 間		区 域	根 拠
自 昭和24年 6月 1日 至 昭和29年 5月31日	5年	小豆郡一円	農林省告示第101号 昭和24年 5月26日
自 昭和29年11月 1日 至 昭和34年10月31日	5年	小豆郡一円	香川県告示第747号 昭和29年10月30日
自 昭和34年11月 1日 至 昭和37年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第663号 昭和34年10月31日
自 昭和37年12月 1日 至 昭和40年10月31日	2年11月	小豆郡一円 (三都半島地内での銃猟以外は可)	香川県告示第660号 昭和37年12月 1日
自 昭和40年11月 1日 至 昭和43年10月31日	3年	小豆郡一円 (三都半島地内での銃猟以外は可)	香川県告示第610号 昭和40年10月30日
自 昭和43年11月 1日 至 昭和46年10月31日	3年	小豆郡一円 (三都半島地内での銃猟以外は可)	香川県告示第820号 昭和43年10月29日
自 昭和46年11月 1日 至 昭和49年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第993号 昭和46年10月28日
自 昭和49年11月 1日 至 昭和52年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第548号 昭和49年10月19日
自 昭和52年11月 1日 至 昭和55年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第780号 昭和52年11月10日
自 昭和55年11月 1日 至 昭和58年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第957号 昭和55年10月25日
自 昭和58年11月 1日 至 昭和61年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第834号 昭和58年10月28日
自 昭和61年11月 1日 至 平成元年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第1073号 昭和61年10月31日
自 平成元年11月 1日 至 平成 4年11月14日	3年0.5月	小豆郡一円	香川県告示第922号 平成元年10月31日
自 平成 4年11月15日 至 平成 7年11月14日	3年	小豆郡一円	香川県告示第776号 平成 4年11月13日
自 平成 7年11月15日 至 平成10年11月14日	3年	小豆郡一円	香川県告示第804号 平成 7年11月10日
自 平成10年11月15日 至 平成13年11月14日	3年	小豆郡一円	香川県告示第714号 平成10年10月13日
自 平成13年11月15日 至 平成14年 3月31日	4.5月	小豆郡一円	香川県告示第686号 平成13年11月13日
自 平成14年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	5年	小豆郡一円	香川県告示第217号 平成14年 3月29日
自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	3年	小豆郡一円	18み保 第60507号 平成19年 3月29日
自 平成22年11月15日 至 平成25年11月14日	3年	小豆郡一円	22み保 第33361号 平成22年10月15日
自 平成25年11月15日 至 平成28年11月14日	3年	小豆郡一円	25み保 第34408号 平成25年 9月26日
自 平成28年11月15日 至 令和 4年 3月31日	5年4.5月	小豆郡一円	28み保 第56704号 平成28年11月 8日

資料 2

ニホンジカ（メス）の捕獲制限にかかる経緯

期 間		区 域	根 拠
自 平成19年11月15日 至 平成22年 3月31日	2年3. 5月	小豆郡一円	19み保 第29545号 平成19年 9月14日
自 平成22年11月15日 至 平成25年11月14日	3年	小豆郡一円	22み保 第33361号 平成22年10月15日
自 平成25年11月15日 至 平成28年11月14日	3年	小豆郡一円	25み保 第34408号 平成25年 9月26日
自 平成28年11月15日 至 令和 4年 3月31日	5年4. 5月	小豆郡一円	28み保 第56704号 平成28年11月 8日